

《資料①》

新型コロナウイルス感染症に係る加古川市水道料金の減免措置について

1 減免内容

水道料金の基本料金を6か月間全額免除

【減免額の例】

- ・口径 13mm の場合（税込額）
基本料金：1,859 円（2 か月分）
免除額：5,577 円（6 か月分）
- ・口径 20mm の場合（税込額）
基本料金：2,079 円（2 か月分）
免除額：6,237 円（6 か月分）

2 対象者

加古川市上下水道局と給水契約を結んでいる使用者
約 11 万 5 千件

3 申込手続き

今回の減免措置に関しては、申込手続きは不要です。

4 減免期間

6 か月間

【偶数月検針地区】

令和 2 年 6 月～7 月使用分（8 月検針分）の基本料金から

【奇数月検針地区】

令和 2 年 7 月～8 月使用分（9 月検針分）の基本料金から

▼減額の対象となる使用期間と請求月

検針月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
偶数月		→	検針	請求					
			→		検針	請求			
				→		検針	請求		
奇数月		→	検針	請求					
			→		検針	請求			
				→		検針	請求		
					→		検針	請求	

5 参考

今回の料金減免の所要額は約 7.4 億円（税込額）です。そのうち約 3.6 億円は、
県営水道受水費用の全額減免（3 か月分）により充当予定です。